

生徒会会則

正式版 Ver.1.0

制定・施行	2026年10月1日
運営主体	株式会社ヒンジス
所在地	〒258-0001 神奈川県足柄上郡松田町寄2549

目次

第1条(名称・運営主体)	第18条(秘密保持)
第2条(目的)	第19条(個人情報)
第3条(生徒)	第20条(写真・動画・肖像)
第4条(入会資格)	第21条(SNS・情報発信)
第5条(企業生徒)	第22条(知的財産)
第6条(入会・登録)	第23条(地域との共生)
第7条(生徒証・登録確認)	第24条(相談・申告)
第8条(施設利用)	第25条(資格停止・除名)
第9条(会費)	第26条(退会)
第10条(会費の用途)	第27条(事故・損害等)
第11条(個別利用料金等)	第28条(生徒会活動)
第12条(基本姿勢)	第29条(生徒会の運営)
第13条(法令遵守・コンプライアンス)	第30条(会則の変更)
第14条(反社会的勢力の排除)	第31条(運営細則)
第15条(安全管理)	第32条(準拠法)
第16条(禁止事項)	附則
第17条(営業・勧誘・生徒間取引)	

第1条(名称・運営主体)

本会は、「寄ネイチャーポジティブアカデミー生徒会」(以下「生徒会」という。)と称する。

生徒会は、株式会社ヒンジスが運営する寄ネイチャーポジティブアカデミー(以下「NPA」という。)内に設置する会員組織とし、独立した法人ではない。

生徒会の管理及び運営は、株式会社ヒンジスが行う。

第2条(目的)

生徒会は、NPAの理念のもと、自然、農業、食、環境、GX、地域文化、健康、観光、国際交流、デジタル、AIその他幅広い分野について、年齢、職業、国籍、経験等を超えて共に学び、体験し、交流し、実践する学びのコミュニティを形成することを目的とする。

また、生徒、地域住民、企業、行政、教育機関その他多様な主体との交流及び連携を通じ、地域及び社会に新たな価値を生み出すことを目指す。

第3条(生徒)

生徒会に登録する者を、年齢、職業、役職、資格又は経験の有無にかかわらず、原則として「生徒」と呼称する。

専門家、講師、経営者、農林漁業者、研究者、クリエイターその他専門的な知識又は経験を有する者についても、生徒として参加することを基本とする。

NPAは必要に応じ、生徒に講師、指導者、プロジェクトリーダー、アドバイザーその他の役割を委嘱することができる。

第4条(入会資格)

NPA及び生徒会の理念並びに本会則に賛同し、所定の登録手続きを完了した個人は、生徒となることができる。

未成年者については、年齢及び参加する活動内容に応じて、保護者等の同意を求めることができる。

株式会社ヒンジスは、安全管理、施設管理その他正当な運営上の理由がある場合、入会又は特定活動への参加を認めないことができる。

第5条(企業生徒)

企業、法人、団体、労働組合、自治体その他の組織は、「企業生徒」として生徒会に参加することができる。

企業生徒は、契約した登録利用者数の範囲内で、役員、従業員、組合員、構成員その他の対象者を生徒として登録することができる。

企業生徒の区分、登録可能人数、会費、利用条件その他必要な事項は別途定める。

企業生徒に所属する場合であっても、実際にNPAを利用する者ごとに必要な登録を行い、本会則その他NPAが定める事項に同意するものとする。

第6条(入会・登録)

入会は、WEB、書面その他株式会社ヒンジスが指定する方法により行う。

登録に際しては、本会則、個人情報の取扱い、秘密保持、コンプライアンス、反社会的勢力排除その他必要な事項への同意を求めることができる。

登録情報に変更が生じた場合、生徒は速やかに登録内容を更新するものとする。

虚偽の情報による登録、他人になりすました登録又は登録資格の貸与若しくは譲渡をしてはならない。

第7条(生徒証・登録確認)

株式会社ヒンジスは、生徒であることを確認するため、生徒番号、QRコード、デジタル生徒証その他の方法を使用することができる。

生徒は、NPAから求められた場合、施設入場時又は活動参加時に登録状況を提示するものとする。

第8条(施設利用)

NPA施設の利用は、原則として生徒会に登録した生徒を対象とする。

見学者、地域住民向け一般開放、行政関係者、取材者、講師、工事・納品関係者その他株式会社ヒンジスが認めた者については、この限りでない。

施設利用については、施設ごとに定める利用時間、利用方法、定員、安全基準その他のルールに従うものとする。

生徒登録のみをもって、すべての施設、設備、講座又はサービスを無償かつ自由に利用できる権利が発生するものではない。

第9条(会費)

生徒会の会費は、株式会社ヒンジスが受領する。

会費の金額、支払方法、対象期間、更新方法その他必要な事項については、株式会社ヒンジスが別途定める。

企業生徒については、登録利用者数、契約内容等に応じて別途会費を設定することができる。

第10条(会費の使途)

生徒会の会費は、NPAの運営及びその目的を実現するために使用する。

主な使途は、施設の維持管理及び環境整備、教育・体験プログラムの企画運営、教材・設備、安全管理、地域連携、生徒会活動、研究・実証活動、情報発信その他NPAの運営及び活動に必要な費用とする。

第11条(個別利用料金等)

講座、研修、イベント、教材、飲食、特別な施設・設備の利用その他個別のサービスについて、生徒会費とは別に利用料金等を設定することができる。

有料サービスについては、申込みに際して料金その他必要な条件を明示する。

キャンセル、返金その他の取扱いについては、各サービスについて別途定める。

第12条(基本姿勢)

生徒は、互いの人格、価値観、文化、宗教、国籍、性別、年齢、職業その他の背景を尊重し、安全で開かれた学習及び交流環境の形成に努める。

NPAでは、知識や経験の違いを単純な上下関係とせず、「教える人も学ぶ人」という考え方を大切にする。

第13条(法令遵守・コンプライアンス)

生徒は、法令、本会則、施設利用ルール、NPAの安全指示及び社会一般のモラルを遵守しなければならない。

違法行為、暴力、威圧、差別、誹謗中傷、ハラスメントその他生徒会又はNPAの秩序、安全若しくは信用を損なう行為を禁止する。

第14条(反社会的勢力の排除)

生徒及び企業生徒は、自ら又はその役員、実質的支配者等が暴力団、暴力団員その他反社会的勢力に該当しないこと、及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明するものとする。

反社会的勢力への該当又は関係が判明した場合、株式会社ヒンジスは登録を拒否し、又は生徒資格を取り消すことができる。

第15条(安全管理)

生徒は、農作業、林業、調理、動物との接触、機械・工具の使用、屋外活動その他危険を伴う可能性のある活動について、株式会社ヒンジス、NPA及び担当者の安全指示に従わなければならない。

法令上、資格、講習又は特別教育等が必要となる作業については、必要な要件を満たした者のみが行うことができる。

事故、けが、設備異常その他危険を発見した場合は、速やかにNPAへ報告するものとする。

第16条(禁止事項)

生徒は、次の行為をしてはならない。

1. 法令又は公序良俗に反する行為
2. 他の生徒、職員、地域住民その他第三者に危害又は著しい迷惑を与える行為
3. 暴力、脅迫、差別、誹謗中傷又はハラスメント
4. 許可のない危険行為又は設備操作
5. 施設、設備、農地、動植物その他の財産を故意又は重大な過失により損傷する行為
6. 個人情報又は秘密情報を不正に取得又は利用する行為
7. NPA、生徒会、株式会社ヒンジス又は他の生徒の信用を不当に毀損する行為
8. 他人への登録資格の貸与又は譲渡
9. その他、生徒会又はNPAの正常な運営を著しく妨げる行為

第17条(営業・勧誘・生徒間取引)

生徒間の交流、共同研究、共同事業、商品開発、ビジネスマッチング等は、生徒会の目的に反しない範囲で行うことができる。

ただし、生徒会で得た名簿、連絡先その他の情報を、本人の同意なく営業又は勧誘目的で使用してはならない。

相手方の意思に反する継続的又は強引な営業、違法又は不適切な投資勧誘、ネットワークビジネス、宗教その他への強引な勧誘を禁止する。

生徒同士が自己の判断で行う契約、売買、投資、貸借その他の取引について、株式会社ヒンジス又はNPAが契約当事者又は保証人となるものではない。

第18条(秘密保持)

生徒は、NPA、株式会社ヒンジス又は他の生徒から秘密である旨を示されて開示された技術、事業、研究、顧客、企画、ノウハウその他の非公開情報を、正当な理由なく第三者へ開示又は目的外利用してはならない。

秘密保持義務は退会後も継続する。

特に高度な秘密情報を取り扱うプロジェクトについては、別途秘密保持契約(NDA)の締結を求めることができる。

第19条(個人情報)

株式会社ヒンジスは、生徒の氏名、連絡先、所属、利用履歴その他必要な個人情報を、登録管理、本人確認、施設運営、安全管理、連絡、講座・イベント案内その他あらかじめ明示した目的の範囲で取り扱う。

個人情報については、個人情報保護法その他関係法令に従って適切に管理する。

生徒も、活動を通じて知り得た他の生徒その他第三者の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第20条(写真・動画・肖像)

NPAは、活動記録及び広報等のため、施設、授業、イベントその他の活動を撮影することがある。

生徒本人を識別できる写真又は動画を広報等に利用する場合については、入会時その他株式会社ヒンジスが定める方法により必要な意思確認を行う。

生徒による撮影についても、他の生徒、講師、職員その他第三者のプライバシー及び肖像を尊重するものとする。

撮影禁止場所、非公開授業又は非公開プロジェクト等では撮影してはならない。

第21条(SNS・情報発信)

生徒は、NPAに関するSNSその他の情報発信を行う場合、他者の個人情報、肖像、秘密情報、著作権その他の権利を侵害しないよう十分注意する。

個人による発信を株式会社ヒンジス又はNPAの公式見解であると誤認させる表示をしてはならない。

NPAの名称、ロゴその他のブランド資産を商業目的で使用する場合は、事前に株式会社ヒンジスの承認を得るものとする。

第22条(知的財産)

講座、教材、映像、デザイン、研究資料、システムその他株式会社ヒンジス、NPA又は第三者が権利を有する著作物等を、権利者の許可なく複製、販売、配布その他利用してはならない。

共同研究、商品開発その他のプロジェクトから生じる発明、デザイン、著作物、ブランド、商品その他の成果物については、必要に応じて当事者間で別途権利関係を定める。

第23条(地域との共生)

生徒は、NPAが松田町寄地域の中で活動する学びの場であることを理解し、地域住民、地域文化、自然環境及び地域社会を尊重する。

騒音、路上駐車、ごみの放置その他地域に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

生徒会は、地域との交流及び地域貢献を積極的に推進する。

第24条(相談・申告)

生徒は、ハラスメント、事故、規約違反、個人情報、安全上の問題その他生徒会又はNPAの運営に関する問題について、NPAが指定する窓口へ相談又は申告することができる。

正当な相談又は申告を行ったことのみを理由として、不利益な取扱いを行わない。

第25条(資格停止・除名)

生徒が本会則に違反した場合、又は生徒会若しくはNPAの安全、信用若しくは正常な運営に重大な影響を与えた場合、株式会社ヒンジスは、注意、警告、施設利用制限、一時的な資格停止又は除名等の措置を講じることができる。

緊急の安全確保が必要な場合、株式会社ヒンジスは事前の通知なく施設利用又は活動参加を一時停止することができる。

第26条(退会)

生徒は、株式会社ヒンジスが指定する方法により退会を申し出ることができる。

退会後も、秘密保持、知的財産、既に発生した支払義務その他その性質上存続すべき義務は継続する。

企業生徒に所属する生徒については、企業生徒契約の終了又は登録利用者枠からの解除により利用資格が終了する場合がある。

第27条(事故・損害等)

株式会社ヒンジス及びNPAは、生徒が安心して活動できるよう安全な施設及び活動の運営に努める。

生徒の故意若しくは過失、本会則若しくは安全指示への違反、生徒間の個人的な取引その他株式会社ヒンジスの責めに帰することのできない事由により生じた損害については、法令上株式会社ヒンジスが責任を負う場合を除き、株式会社ヒンジスは責任を負わない。

生徒が故意又は重大な過失により株式会社ヒンジス、NPA又は第三者に損害を与えた場合、当該生徒にその損害の負担を求めることがある。

第28条(生徒会活動)

生徒会は、授業及び体験活動のほか、生徒交流、地域活動、研究、商品開発、イベント、プロジェクト、国際交流、情報発信その他NPAの理念に沿った活動を行うことができる。

生徒は、自ら活動、授業、研究又はプロジェクト等を提案することができる。

株式会社ヒンジスは、安全性、法令適合性、NPAの理念との整合性及び実現可能性等を確認した上で、その実施を承認することができる。

第29条(生徒会の運営)

生徒会には、必要に応じて生徒会長、副会長、委員、プロジェクトリーダーその他の役割を置くことができる。

役割、選任方法、任期その他必要事項は、株式会社ヒンジスが別途定める運営細則による。

役職の有無にかかわらず、生徒として互いを尊重することを基本とする。

第30条(会則の変更)

株式会社ヒンジスは、法令の改正、NPAの事業内容、施設運営、安全管理その他合理的な必要性がある場合、本会則を変更することができる。

変更する場合は、変更内容及び効力発生日について、NPA公式WEBサイト、電子メールその他適切な方法により周知する。

WEBによる同意については、同意日時及び同意した会則のバージョンその他必要な記録を保存することができる。

第31条(運営細則)

本会則に定めのない施設利用、会費、企業生徒制度、イベント、プロジェクト、安全管理その他生徒会及びNPAの運営に必要な事項については、株式会社ヒンジスが別途運営細則その他の規程を定めることができる。

第32条(準拠法)

本会則は、日本法に準拠する。

本会則に定めのない事項又はその解釈について疑義が生じた場合は、生徒及び株式会社ヒンジスは誠意をもって協議し、その解決に努める。

附則

第1条(発足日及び施行日)

寄ネイチャーポジティブアカデミー生徒会は、2026年10月1日に発足する。

本会則は、2026年10月1日から施行する。

第2条(プレ開校期間)

NPAの正式開校までのプレ開校期間についても、本会則を適用する。

第3条(正式開校)

NPAの正式開校は、2027年4月を予定する。

運営主体

株式会社ヒンジス

寄ネイチャーポジティブアカデミー(NPA)

〒258-0001 神奈川県足柄上郡松田町寄2549

TEL 0465-20-8118